

仕様書

1 目的

当庁が保有している航空機「ガルフストリーム・エアロスペース式G 550型」を運航するために必要な操縦に関する知識及び技能を修得させ、もって当該航空機の資格取得や緊急時の操作に寄与させることを目的とする。

2 契約件名

ガルフV運航要員研修（操縦）

3 研修実施期限

研修は契約締結日から令和7年2月16日までに終了させることとし、契約締結後、請負業者は速やかに研修日程を確定させること。

4 履行期限（研修実施後の精算期限）

令和7年3月14日（金）

5 研修実施場所

請負業者指定研修施設
(ただし、当庁職員が出張可能な地域とする。)

6 研修員

第三管区羽田航空基地職員2名

7 研修内容等

「操縦士実地試験実施細則 型式限定変更（飛行機）（空乗第2039号、国空航第3417号、平成28年4月8日改正）」で定める実技項目及び同実地試験とする。（詳細な飛行プロファイルは、契約後、別途通知する。）

8 模擬飛行装置の要件及び訓練時間

- (1) 模擬飛行装置の型式は、ガルフストリーム式G 550型とし、国土交通省航空局制定の「模擬飛行装置等認定要領（国空航第1285号、国空機第1308号、国空乗第91号 平成14年3月28日）」に定めるレベルC以上の要件に適合すること。
- (2) 模擬飛行装置は訓練教官1名付きで借上げるものとし、シミュレーター訓練時間20時間（1名あたり10時間）、実地試験5時間、合計25時間とする。
- (3) 模擬飛行装置は、東京国際空港、新千歳空港及び下地島空港の空港施設データがインストールされており、昼間の情景を模擬できること。

9 航空従事者実地試験調整業務

請負業者は、訓練施設において下記業務対応者を手配のうえ実施すること

- (1) 航空従事者試験官による模擬飛行装置の認定事務に必要な通訳業務
- (2) 実地試験中、航空従事者試験官が必要とする訓練施設教官との飛行プロフ

アイル及び模擬飛行装置の設定等の調整に必要な通訳業務

1.0 その他事項

- (1) 本仕様に関する問合せは、日本語とする。
- (2) 外貨分は支出官レート（財務省告示第320号/令和5年12月26日） USD=139円により算定のうえ入札すること。
- (3) 契約後、請負業者に対して研修員の所属及び氏名等、本研修に必要な事項を監督職員から別途通知する。それを受け訓練実施日及び航空従事者実地試験を監督職員と調整し、決定すること。
- (4) 模擬飛行装置の航空局認定事務に必要な経費は、請負業者が負担すること。
- (5) 訓練に必要な緊急操作チェックリスト表示用端末の貸与及び自習用の訓練機材（インテグレーテッド・プロシジャー・トレーナー等）の使用にかかる費用は本契約に含むものとする。
- (6) 本研修の実施にあたり、影響を及ぼす事案が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに協議を行い、監督職員の指示により事案の解消に最善をつくし対処すること。なお、事案の解消までに発生した諸費用については、全て請負業者の負担とする。
- (7) 業務完了報告書及び研修を実施したことを証明する書類を提出し、第三管区海上保安本部羽田航空基地検査職員の検査を受けること。また、外貨分を円建て換算する経費、関税その他特に必要と認める経費（試験官の手配に必要な費用等）については、支払い前に実績額及び為替レートによる精算を行うので、請負業者は速やかに証拠書類を添付した実績額報告書を監督職員へ提出すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項、疑義が生じた場合及び変更を必要とする場合は監督職員と協議し、承認を得るものとする。

1.1 支払条件

　　請負代金は円による支払いとし、1.0(7)の検査合格及び実績額報告書に基づく契約金額の変更（精算）後一括払いとする。

　　当庁から外国への支払（送金）は行わない。